

被扶養者届 添付書類一覧表

<確認事項>

○年齢の確認 満75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入されていることから健康保険被扶養者としてのご申請は出来ません。

○健康保険被扶養者 収入限度額

1. 所得額ではなく収入額でご確認下さい。対象となる収入は課税・非課税にかかわらず全ての収入が対象となります。

(例)遺族年金は非課税ですが、健康保険では年間収入の対象となります。

2. 同居の場合は、≪別表1≫の収入条件を満たし且つ被保険者収入の2分の1未満であること。

別居の場合は、≪別表1≫の収入条件を満たし且つ、その収入が被保険者からの仕送り額より少ないこと。

但し、被扶養者の収入が≪別表2≫の標準生計費を下回る場合は、被保険者からの仕送り額と被扶養者の収入との合計が

≪別表2≫の標準生計費を上回り、且つ被保険者からの仕送り額が被扶養者収入を上回ること。

≪別表2≫は扶養したい方の世帯毎の人数に応じてご確認ください。(例)両親2人を申請→世帯人員2人、母のみ申請→世帯人員1人

3. パートタイマー・アルバイト・派遣契約社員等の場合は、月額収入でご確認下さい。

雇用保険や傷病手当金・出産手当金などの日額による収入がある場合は、日額収入をご確認下さい。

≪別表1≫ 収入条件

認定対象者	年間収入	月額収入 (年間収入の12分の1)	日額収入 (年間収入の360分の1)
下記以外の対象者	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
19歳以上23歳未満(配偶者を除く)	150万円未満	125,000円未満	4,167円未満
60歳以上	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
厚生年金保険法による障害年金の 受給要件に該当する程度の障がい者			

≪別表2≫ みずほ健康保険組合 世帯人員別標準生計費

世帯人員	標準生計費(月間)
1人	120,000円
2人	170,000円
3人	200,000円
4人	230,000円
5人	260,000円

※人事院が家計調査(総務省)等に基づき算出した標準生計費を万円単位に切り上げたもの

○認定付与日(被保険者資格取得日以降の以下の日)

1. 出生に伴う子供の認定 — 出生日

2. 配偶者・子供の認定 — 結婚(同居)・退職日など扶養の事実が生じた日☆

☆健康保険組合への申請書類到着が扶養の事実の生じた日から1ヶ月を経過した場合は、申請書類到着日が認定日となります。

3. その他親族の認定 — 健康保険組合に申請書類が到着した日

○夫婦共に収入がある(配偶者が健保被扶養者になっていない)場合の子供の認定条件

厚生労働省通達により夫婦とも被用者保険の被保険者の場合、共同扶養する子は被扶養者の人数にかかわらず、被保険者の年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後一年間の収入を見込んだもの)が多い方の被扶養者とする。

申請の際には、被扶養者認定申請書「-4」と、ご夫婦それぞれの収入確認資料が必要です。添付書類詳細は被扶養者認定申請書「-4」をご確認ください。

○被扶養者が個人事業主の場合、控除できる直接的必要経費は「売上原価」のみとなっております。

○申請対象者の状況に応じて「被扶養者届 添付書類一覧表」に記載されていない書類の提出を求めることがありますので予めご了承下さい。

1. 配偶者 ・ 子供

※一旦、就職などで被扶養者からはずれ、再度就学した学生は離職欄の添付書類になります。

被扶養者届 添付書類一覧表	配偶者								子供			
	離職		無職		パート・アルバイト 派遣社員		低収入		学生	離職	学生まで※	出生
	60歳未満	60歳以上	60歳未満	60歳以上	60歳未満	60歳以上	60歳未満	60歳以上				
被扶養者 認定申請書「-1」、「-2」、「-3」、「-4」	○ 「-1」のみ	○ 「-1」のみ	○ 「-1」のみ	○ 「-1」のみ	○ 「-1」のみ	○ 「-1」のみ	○ 「-1」のみ	○ 「-1」のみ	○ 「-1」のみ	●夫婦共同扶養の就職歴のない高校・専門学校・大学・大学院まで「-4」 ●夫婦共同扶養の上記以外は1名につき「-1」、「-2」、「-3」、「-4」 ●大学生までで配偶者がみずほ健保の被扶養者の場合は、不要		
申請対象者の住民票(世帯全員・続柄表示あり)(発行から3か月以内のものコピー可) ※個人番号は表示あり、対象者以外の方はマスキング可	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)
認定対象者が外国籍である場合、在留区分・在留資格等表示あり												
雇用保険関係書類(※注1)	○	○								○		
学生証(コピー)又は在学証明書(コピー)									○		○ 高校生までは省略	
確定申告書控・収支内訳書のコピー 直近3年分(※注2)							○	○				
(非)課税証明書(発行から3か月以内のものコピー可) ※収入額表示ありのもの(※注3)			○ (注3)	○ (注3)	○	○						
労働契約書(収入金額が確認できるもの)又は直近3ヶ月分の給与明細(いずれもコピー)					○	○						
健康保険資格喪失証明書(コピー可) ※国保加入中の場合は、保険証又は資格情報のお知らせ又は資格確認書(いずれかのコピー)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
※被保険者の資格取得に伴う申請の場合は不要												
年金証書、年金振込通知、年金源泉徴収票(※注4) (いずれかのコピー)		○		○		○		○				
毎月の送金が確認出来る書類のコピーを6ヶ月分(手渡しは不可)										○ 別居の場合のみ		

●配偶者が健保被扶養者である場合→
添付書類は必要ありません。
●配偶者が健保被扶養者でない場合→
前頁の「夫婦共に収入がある場合の子供の認定条件」をご確認下さい。

(※注1)雇用保険関係書類

中核会社(記号5000~5095): WITH参照
関連会社(記号6000番台): 下記の通り

- ①雇用保険を受給する場合・・・雇用保険受給資格者証のコピー(提出が遅くなる場合は「雇用保険被保険者離職票-1及び2」のコピーを代わりにご添付下さい。この場合、「被扶養者認定申請書-1の2. 被保険者に生計を維持されている理由」のその他欄に「雇用保険受給資格者証のコピーは後日送付」とご記入下さい。
お手元に「雇用保険受給資格者証」が到着次第、健保組合宛にコピーを必ずご送付下さい。
 - ②雇用保険の受給延長手続きを取る場合・・・各事業所健保担当者にご連絡下さい。
 - ③雇用保険を受給しない場合または雇用保険の加入期間不足で受給出来ない場合・・・「雇用保険被保険者離職票-1及び2(原本)」※確認後、返却いたします。
- 任継・特退(保険証記号7000・8000): 当健保にご連絡下さい。

雇用保険の基本手当日額が「別表1」の日額収入以上の場合は、受給開始日より健康保険の被扶養者資格が無くなります。
受給開始日に被扶養者の削除手続きをお取り下さい。
なお、受給開始日は離職理由により異なります。雇用保険受給資格者証の「15.給付制限」がブランクの場合は、求職申込年月日の7日後から、3ヶ月と記載されている場合は7日+3ヶ月後が受給開始日となります。

また、高年齢継続被保険者・高年齢短時間被保険者・短期雇用特例被保険者の場合は、給付金が一括支給となる為、退職日翌日から給付日数分経過後まで認定出来ません。

(※注2) 分離課税の株式売却益や山林所得がある場合は確定申告書B 一表・二表に加え三表も必要となります。
(※注3) (非)課税証明書に就職していた時の収入が印字されている場合は、離職の場合と同じ添付書類が必要となります。
(※注4) 年金は課税・非課税を問わず全ての年金が対象となります。直近の年金額を確認出来る書類のコピーを添付の上、ご申請下さい。

2. 実父母・養父母・義父母

☆義父母については同居している事が法律上の認定条件のひとつとなっています。別居している場合は申請(認定)対象外です。

☆満75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入されていることから健康保険被扶養者としてのご申請は出来ません。

☆申請対象者に配偶者がいる場合は、事前に健保組合担当者までご連絡下さい。生計維持関係等を事前に確認させていただきます。

被扶養者届 添付書類一覧表	離職		無職		配偶者の死亡、離婚		パート・アルバイト等		低収入	
	同居	別居	同居	別居	同居	別居	同居	別居	同居	別居
被扶養者 認定申請書「-1」、「-2」、「-3」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍全部謄本(被保険者と申請対象者の関係、離婚・死亡の場合は事象年月日についても確認できるもの)(発行から3か月以内のものコピー可)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請対象者の住民票(世帯全員・続柄表示あり)(発行から3か月以内のものコピー可) ※個人番号は表示あり、対象者以外の方はマスキング可	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)
認定対象者が外国籍である場合、在留区分・在留資格等表示あり										
雇用保険関係書類(※注1)	○	○								
確定申告書控・収支内訳書のコピー 直近3年分(※注2)									○	○
(非)課税証明書(発行から3か月以内のものコピー可) ※収入額表示ありのもの(※注3)			○	○	○	○	○	○	○	○
年金証書、年金振込通知、年金源泉徴収票(※注4)(いずれかのコピー)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
労働契約書(収入金額が確認できるもの)又は直近3ヶ月分の給与明細(いずれもコピー)							○	○		
健康保険資格喪失証明書(コピー可)※国保加入中の場合は、保険証又は資格情報のお知らせ又は資格確認書(いずれかのコピー)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請対象者と同居している扶養義務者全員の源泉徴収票(コピー)または(非)課税証明書(発行から3か月以内のものコピー可)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請対象者と別居している扶養義務者全員の源泉徴収票(コピー)または(非)課税証明書(発行から3か月以内のものコピー可)		○		○		○		○		○
毎月の送金が確認出来る書類のコピーを6ヶ月分(手渡しは不可)		○		○		○		○		○

(※注1)雇用保険関係書類・・・「1配偶者・子供」参照

(※注2)分離課税の株式売却益や山林所得がある場合は確定申告書B 一表・二表に加え三表も必要となります。

(※注3) (非)課税証明書に就職していた時の収入が印字されている場合は、離職の場合と同じ添付書類が必要となります。

(※注4) 年金は課税・非課税を問わず全ての年金が対象となります。直近の年金額を確認出来る書類のコピーを添付の上、ご申請下さい。

3. 孫・兄弟姉妹・祖父母 など

☆満75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入されていることから健康保険被扶養者としてのご申請は出来ません。

☆「孫」「子供の配偶者」については、特別な事情による申請を想定しています。ご申請前に当健保にご相談下さい。

被扶養者届 添付書類一覧表	同居、別居を問わず申請出来る続柄						同居が認定条件の続柄
	孫(高校生以下)		兄弟姉妹		祖父母		子の配偶者
	同居	別居	同居	別居	同居	別居	同居
被扶養者 認定申請書「-1」、「-2」、「-3」	○	○	○	○	○	○	○
戸籍全部謄本(被保険者と申請対象者の関係、離婚・死亡の場合は事象年月日についても確認できるもの)(発行から3か月以内のものコピー可)	○	○	○	○	○	○	○
申請対象者の住民票(世帯全員・続柄表示あり)(発行から3か月以内のものコピー可) ※個人番号は表示あり、対象者以外の方はマスキング可	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)	○ (海外居住者を除く)
認定対象者が外国籍である場合、在留区分・在留資格等表示あり							
雇用保険関係書類(※注1)			離職の場合 ○	離職の場合 ○	離職の場合 ○	離職の場合 ○	離職の場合 ○
確定申告書控・収支内訳書のコピー 直近3年分(※注2)			低収入の場合 ○	低収入の場合 ○	低収入の場合 ○	低収入の場合 ○	低収入の場合 ○
(非)課税証明書(発行から3か月以内のものコピー可) ※収入額表示ありのもの(※注3)			○	○	○	○	○
年金証書、年金振込通知、年金源泉徴収票(※注4)(いずれかのコピー)			60歳以上の場合 ○	60歳以上の場合 ○	60歳以上の場合 ○	60歳以上の場合 ○	
労働契約書(収入金額が確認できるもの)又は直近3ヶ月分の給与明細(いずれもコピー)			パート・アルバイト・派遣等の場合 ○	パート・アルバイト・派遣等の場合 ○	パート・アルバイト・派遣等の場合 ○	パート・アルバイト・派遣等の場合 ○	パート・アルバイト・派遣等の場合 ○
健康保険資格喪失証明書(コピー可) ※国保加入中の場合は、保険証又は資格情報のお知らせ又は資格確認書(いずれかのコピー)	○	○	○	○	○	○	○
申請対象者と同居している扶養義務者全員の源泉徴収票(コピー)または(非)課税証明書(発行から3か月以内のものコピー可)	○	○	○	○	○	○	○
申請対象者と別居している扶養義務者全員の源泉徴収票(コピー)または(非)課税証明書(発行から3か月以内のものコピー可)	○	○	○	○	○	○	
毎月の送金が確認出来る書類のコピーを6ヶ月分(手渡しは不可)		○		○		○	
学生証(コピー)(高校生以下は省略)	○	○	○	○			○

(※注1)雇用保険関係書類・・・「1配偶者・子供」参照

(※注2) 分離課税の株式売却益や山林所得がある場合は確定申告書B 一表・二表に加え三表も必要となります。

(※注3) (非)課税証明書に就職していた時の収入が印字されている場合は、離職の場合と同じ添付書類が必要となります。

(※注4) 年金は課税・非課税を問わず全ての年金が対象となります。直近の年金額を確認出来る書類のコピーを添付の上、ご申請下さい。